

平成 29 年度第 1 回三浦市総合教育会議会議録

○日 時 平成 30 年 3 月 29 日（木） 午後 4 時 00 分～午後 4 時 55 分

○場 所 三浦市役所第 2 分館 2 階第 2 会合室

○次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 議 事
 - (1)三浦市いじめ防止基本方針（案）について
 - (2)小学校の適正化について
 - (3)その他
- 4 閉 会

○出席者（6名）

市 長	吉 田 英 男
教 育 長	三 壁 伸 雄
教育長職務代理	下 里 矩 生
教 育 委 員	松 尾 恒 廣
教 育 委 員	玉 井 恵 理
教 育 委 員	廣 瀬 牧 実

○説明のために出席した職員

教 育 部 長	君 島 篤	教 育 総 務 課 長	増 井 直 樹
学 校 教 育 課 長	八 卷 貞 司	学 校 給 食 課 長	松 下 彰 夫
文化スポーツ課長	堀 越 修 一	南下浦市民センター館長	小 川 史 郎
初声市民センター館長	見 上 正 行	指 導 主 事	木 村 信 太 郎
指 導 主 事	小 松 亮	指 導 主 事	高 梨 真 一

○事務局出席者

教育総務課教育総務グループリーダー 長 島 正 紀

○傍 聴（7名）

○君島教育部長 定刻となりましたので、ただいまより、「平成29年度第1回三浦市総合教育会議」を開会いたします。

本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項により、原則公開となりますので、ご承知おきください。

(傍聴希望者がおり議長(市長)に許可を受け傍聴者が入室)

まずはじめに、会議の主催者であります吉田市長からご挨拶をいただきます。市長、お願いいたします。

○吉田市長 それでは、久しぶりになりますが総合教育会議を開催いたします。

今回の議題は三浦市いじめ防止基本方針や小学校の適正化について議論する形になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

三浦市いじめ防止基本方針につきましては、いじめ防止対策推進法によりまして、地方公共団体はいじめ防止基本方針を定めるということになっております。そのため三浦市いじめ防止基本方針を策定するというところでございます。

小学校の適正配置につきましては、この総合教育会議での大きなテーマでございますので、順次進めていくということで様々な議論をいただいておりますが、骨子案についてのご意見をいただきたいということで、今回議題とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○君島教育部長 ありがとうございます。

それでは、次第3の議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4において、地方公共団体の長が総合教育会議を設け、また、招集することになっておりますので市長に議長をお願いします。

市長、お願いいたします。

○吉田市長 それでは、議長を務めさせていただきます。

本日の議事は2つあります。

まず一つ目は「(1)三浦市いじめ防止基本方針(案)について」になりますが、事務局から説明をお願いします。

○八巻学校教育課長 三浦市いじめ防止基本方針(案)についてご説明いたします。

別紙資料1の目次をご覧ください。内容につきましては、Ⅰ基本的な考え方にはじまり、Ⅱ基本的施策・措置、Ⅲ重大事態への対処、Ⅳいじめ防止等を推進する体制を記しております。

次に、1ページ「はじめに」をご覧ください。2段落目にありますように、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務づけられました。

また、神奈川県では平成29年3月に「いじめ防止等のための基本方針」を改定し、特段の理由がある場合を除き、地方いじめ防止基本方針を策定することが望ましいとしています。

今回、これを受けまして策定したものが本案でございます。

A3の資料は、「いじめ防止対策推進法」との関連を示したものでございますので、ご覧ください。いじめ防止対策推進法第12条により、「三浦市いじめ防止基本方針」を策定するものでございます。これにより、第14条に、条例の定めるところにより、「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとありますように、条例を制定して、「三浦市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する方針としております。

また、重大事態への対処として、第28条により、条例を制定して、「三浦市いじめ等に関する調査委員会」を設置する方針でございます。

さらに、第30条及び第28条第2項により、条例を制定して、「三浦市いじめ問題等再調査委員会」を設置することになります。

以上でご報告を終わります。

○吉田市長 ありがとうございます。

説明は終わりました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

○松尾教育委員 学校によるいじめ防止のための組織と書いてあります。その中に組織の設置と書いてありまして、後半の部分で、「教育委員会は、いじめ防止のための対応が組織的に行われているか確認し、必要な指導・助言を行う」とありますが、具体的にどのような指導・助言を行うのか、そのあたりを確認させてください。

もう一点は、三浦市いじめ問題対策連絡協議会について3点挙げてあります。連絡協議会の設置と書いてあって、構成員が次に書いてありますけれども、具体的にどういうイメージで構成員のメンバーを考えられているのかお聞きしたいと思います。

○八巻学校教育課長 まず初めのご質問ですが、いじめ防止基本方針の一番のポイントは、いじめを見つけた時に担任一人が抱え込まずに、組織でチームとして対応できるような形を取ることが一番のポイントと考えております。

ですから学校におきましても、いじめを認知した時に学校の中の組織として、チームとしてそのいじめに対応するということを明記したものになります。

教育委員会としましても、そのケースとして行われている会議と一緒に入りまして、指導・支援していきながら、もし必要があれば他の組織と連携する時の繋ぎ役のような形で支援していきたいと考えております。

もう一つのご質問についてです。いじめ問題対策連絡協議会でございますが、現在も学校警察連絡協議会、それから生徒指導連絡協議会等の中ではいじめに対する情報交換、議論等を行っているところでございます。

考えておりますのは、神奈川県警の職員、児童相談所の職員、各小中学校の代表の先生、三浦市子ども課等の市職員、それから教育委員会といったメンバーで組織していきたいと考えております。

○吉田市長 このいじめ問題対策連絡協議会は、置くことができるという表現になっていますよね。いじめ問題対策連絡協議会は条例に基づいて作らなくてはいけないという感じで、本当に機能するのか疑問なんですけれども、置くことができるということは、作らなくてもいいということですか。

○八巻学校教育課長 置くことができるという表現になっておりますが、基本的には、いじめ防止基本方針を更に良いものに見直したり、見直すための議論をする場がございませぬので、こちらの三浦市いじめ問題対策連絡協議会を設置しまして、その中で基本方針の見直しや、実際の状況を把握することが必要だと考えておりますので、三浦市としては設置するべきだと考えております。

○吉田市長 例えば、個別の個人情報に関連するようなことが議論されるようなケースというのはどのように想定しているのでしょうか。

○八巻学校教育課長 いじめ問題対策連絡協議会においては、個人情報を出すような個別のことよりも、全体の大きなことを話し合っていく場だと考えております。ですから、この会議の中では事例を出すにしても、個人情報を出して話し合うようなことはなく、このようなケースがあったという事例交換はすると思いますが、個人情報が話し合われるようなことはないと考えております。

○吉田市長 ということは、関係機関の皆さんと、三浦市のいじめ問題に関する情報を相互に共有するというイメージでいいですか。

○八巻学校教育課長 はい。共有し、その対策を一緒に考え、検討していく場だと考えております。

○吉田市長 他に何かご質問ございませんか。

この内容についてはここに網羅されていると思いますけれども、漠然とした内容になっているという感があります。具体的な体制の整備だとか、教育委員会と学校の連携だとか、学校側の情報共有を含めて、具体的な手法なり体制の整備を図っていくということで解釈していいですか。

○八巻学校教育課長 はい。その通りでございます。

○吉田市長　今、SNSなどはいじめの入口になるじゃないですか。そういうものは、例えばラインで相談ができるとか、そういったものは非常に使いやすいと報道でも聞きますけれども、そういったものも含めて検討していくということで解釈してよろしいですか。

○八巻学校教育課長　はい。市長のおっしゃる通り、SNSによる悪口の書込み等のいじめもかなり多くなっております。

また、SNS等を使った相談というのも、各自治体で検討されているところでございます。三浦市におきましては、相談指導教室でメールによる相談は行っているところでございます。ただ、SNSに書き込んで、どういう形か分かりませんが相談をしていく形は、今後この中で検討していこうと考えております。

○吉田市長　他に委員さんからも何かご質問ございませんか。

○玉井委員　今後のことということで、いじめ防止対策推進法を基にしてということですが、今現在、学校では、いじめを防止することについての具体的な方針がありますでしょうか。

○八巻学校教育課長　学校におきましては、平成25年度にいじめ防止対策基本法の学校方針を全て策定しているところでございます。そちらに従いまして、いじめを見つけた場合、一人で抱え込まずに、すぐに、教育相談コーディネーターが各校におりますので、そちらに相談しながら学校全体の問題としてケース会議を開きまして、どういう対応をしていこうかということ、チームとして対応しているところでございます。

更にそれを職員会議など全職員で共有して、全員で一人を見守っていこうという形を取っているところでございます。

○吉田市長　他にございますか。

○松尾委員　私が現場にいました時に、いじめについてはやはり苦慮しましたけれども、いじめを防止するにしても、あるいはいじめが起こった時も、初期対応を間違えると大変なことになるんですね。

問題が大きくなる、そういうことと言えば、教育委員会と学校というのはこういう基本方針があったとしても、基本的に密接な連絡を取り合いながら事を進めていかなくてはいけないので、今まで以上に学校と連携していくことが大事になってくるんじゃないかと思うんですね。そのあたりをお願いするという意味で、先ほど学校とどのように連携を取って指導されていくのかなということをお聞きしたんです。ぜひよろしくをお願いします。

○八巻学校教育課長　分かりました。

○下里教育長職務代理　よろしいですか。

今の松尾委員のおっしゃったことも非常に重要なことだと思います。現在いじめを防ぐということで、学校と教育委員会がどんな形で組織をして取組みをしているか、具体例がありましたら教えていただきたいのですが。

○八巻学校教育課長　まず、先ほど申しました学校警察連絡協議会や生徒指導担当協議会の中で情報交換、それから事例研修等を行っております。特に初期対応をどうしていくかということ、教育委員会と学校と一緒に研修しながら進めているのがまず1点でございます。

それから、教育委員会としましては、先ほど連携の繋ぎ役と申しましたが、各学校にスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー等配置しておりますので、そちらにこのケースは繋いだ方がいいのではないかとというような場合がありますらすぐに繋ぐようにして、重大な場合は警察、福祉課、子ども課等との連携を取るまとめ役、繋ぎ役としてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○吉田市長　他にございますか。

○廣瀬委員　この（案）の中に、いじめの未然防止ということが書かれている中に、いじめの背景にある、児童・生徒が抱えている様々な問題や、ストレス等の要因ということが書かれているんですけども、私も幼児の保育を毎日している中で、いじめの背景にある部分が大いのではないかなと思うことがありますので、いじめの背景の中には、保護者の方が、子どもが少し問題行動を起こしやすいとか、育てにくいことによる育児の不安定によって、親が困っていることがいじめに繋がってしまっているということも多々あるような気がしています。家庭への取り組みや、いじめを未然に防ぐための親支援というものに、もう少し着目していければいいのではないかと考えています。

○八巻学校教育課長　ありがとうございます。

○吉田市長　他にございますか。

○三壁教育長　条例の話がありましたが、今後の条例制定について、事務局としてはどのように考えていますか。

○八巻学校教育課長　本会議で検討していただき、策定の方向で進めていくことを決めていただければ、この後、三浦市いじめ問題対策連絡協議会、それから三浦市いじめ等に関する調査委員会について、6月の議会にて条例制定していくように進めてまいりたいと考えております。

○吉田市長　6月議会ですね。

○八巻学校教育課長　はい。

○吉田市長 分かりました。

要は、法律としてのいじめ防止対策推進法に基づいて、いじめ問題対策連絡協議会を地方公共団体として設置するということですね。

○八巻学校教育課長 はい。

○吉田市長 分かりました。

○下里教育長職務代理 あと1点だけ。

茅ヶ崎の例や茨城の例を見て感じることは、初期対応、これは現場の最先端の問題だと思うんですけども、三浦の場合は教育委員会として、現場の最先端の教員に対する講習会みたいなものは計画されているのでしょうか。

○八巻学校教育課長 教育委員会として、全教員に話せる場合は市の教育研究会総会がごさいます。その場でまず一番基本にあるのは、各教員と子ども、それから保護者との信頼関係の構築だと考えております。ですからその信頼関係を一番大事にすることを教育の一番の重点として考えております。

今回は特に市教育研究会総会の講師としまして、いじめ防止基本方針（案）を策定することにも関連して、弁護士の方に来ていただいて、いじめに関して、教育課題としてのいじめ、それから法的ないじめなども含めて講演をしていただき、全教員で研修する予定でございます。

○下里教育長職務代理 分かりました。

○吉田市長 他にございますか。

ないようでしたら、今回の報告について進めていただくということで、これからの組織づくりだとかそういったものは、定例教育委員会でも報告されるんでしょうけど、総合教育会議では特に予定されていないということでしょうか。

○君島教育部長 6月議会での条例制定に向けて、作業を事務方で進めていくことになります。都度、教育委員会にはご報告をすることになると思います。総合教育会議におきましても、審議案件では当然ございませんけれども、次の総合教育会議の時には、条例案がどのようになったのかという情報提供は行わせていただきたいと思いますと考えております。

○吉田市長 ではこの件に関してはそれでよろしいでしょうか。

それではこれで「三浦市いじめ防止基本方針（案）について」を終了いたします。

○吉田市長 続きまして、「(2)小学校の適正化について」を議題といたします。

事前にお配りしている骨子案に基づいて事務局より説明をお願いします。

○増井教育総務課長 三浦市立小学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（骨子案）について、ご説明いたします。

本骨子案は、児童数の減少から、複数学年が同一クラスで授業を行う複式学級を設置せざるを得ない状況となる前に、三浦市として考える適正規模と配置について検討し、その実現を目指すことを市民に示すために策定する基本方針の組み立てや大まかな内容を掲載したものです。

基本方針骨子案は、教育効果を十分に発揮するために、市が将来目指すべき小学校の規模を明示し、その規模を確保するための設置数を記載したものであると考えであり、「どこに」「どんな」小学校を「いつまでに」設置するといった具体的計画ではありません。

具体的計画は、基本方針策定後に、その考えに沿った適正配置の実現を目指し、庁内はもとより、地域の方々との協議を経て策定することとなります。

内容をご説明いたします。

基本方針は、4章で構成する考えです。

第1章は、「三浦市の現況」です。

始めに、現在の状況を紹介します。

現在の各小学校の児童数、クラス数を記載し、なぜそのクラス数になるのかの法的根拠を明示します。

また、現在、1学年1クラス、全校で6クラスとなっている三崎小学校等やごく少人数でクラスを編成している剣崎小学校4年生が、小規模校や少人数学級に生ずるといわれているデメリットを払拭するために行っている取り組みを紹介します。

次には、今後の各小学校の児童数推計を記載します。

実際に各学区の住民登録数をもとに試算した推計値となります。

推計では、平成35年度までに初声小学校以外の各小学校は、おおむね1学年1クラスの小学校となると予測されること、1学年1クラスとはなりますが、平成35年度までに複式学級を設置しなければならない状況ではないことなどを記載する部分となります。

また、開発予定など、地域に飛躍的に児童が増える要因の有無も記載いたします。

第2章は、「適正規模について」です。

始めに、国の規定を記載します。

国は、学校教育法施行規則第41条で、12学級以上18学級以下を標準とし、1学年2から3クラスが設置される小学校を標準としています。

ですがこれは、弾力的なものであり、標準以下のクラス数が認められないものではないことも紹介します。

また、標準的な通学距離として国が定めている通学距離が、4km以内とされていることも記載します。

なお、市内8小学校の通学距離は、国の基準内です。

次に、平成28年度に行ったアンケート調査の結果による保護者意見について記載します。

アンケートは、対象の9割以上が1学年複数クラスの規模を希望しているといった結果でした。

2章の最後に、三浦市が目指すべき適正規模を記載します。

現在の各小学校の活動や児童の様子から考えると1学年1クラスの小学校であっても、大きな問題は生じておらず、直ちに再編等が必要な過小な規模の学校だとはいえないことを紹介します。

しかし、アンケート結果などから、クラスの人数が極端に少ない場合には、保護者が感ずる不安が大きいことや児童の社会性の育成などに影響を及ぼすことは完全に否定できないことから、そういった状態はさけるべきであること。

教職員のスキルアップや働く環境を整えるためにも、なるべく多くの教員が同じ職場にいる状況を作る必要があること。

これらのことから判断し、目指すべき学校像は、1学年複数クラスが設置される児童数が確保される規模であると記載したい考えです。

第3章は、適正配置についてです。

この章では、本市の目指す適正規模である1学年複数クラス設置を実現するために、児童の総数から逆算した小学校数を適正配置数と記載します。

単純計算では、4校となります。

しかし、安定して複数クラスを設置することや、生活圈や地域のつながりなどを考えると、設置数は、3校とすることも十分考えられるとも記載する必要があると考えます。

続いて、1学年複数クラスを設置することで考えられるメリット・デメリットを記載します。

メリットは一般的にいろいろ考えられますが、デメリットは本市独自の問題もあります。

一番大きなことは通学距離の問題です。

幹線道路を走行する一般バスを利用すると遠回りになり通学時間が長くなりすぎる地域が生まれる可能性がありますし、通学経費の家計負担も大きなものになると考えられます。

通学に関してケアする施策、例えばスクールバス運行や通学経費補助などの実施検討が必要である旨を記載する必要があると考えています。

次に、財政的な考察を記載します。

教員の人件費は、神奈川県負担のため三浦市内の学校の教員総数が減少しても、市財政に直接与える影響はないこと。継続的な管理費は、大規模修繕費を除いた平成29年度当初予算ベースで1小学校あたり約700万円であること。1小学校にかかる経費に関して地方交付税は国から約900万円交付されていること。差引すると小学校が減ったことにより、市の予算に好影響を与えることはないことを記載します。

ただし、現在すべての小学校が、老朽化により大規模な修繕、若しくは建て替えが必要ではないかと考えられ、もしも、建て替えを選択した場合には多額の費用が必要であること。

参考として、小学校新築費用は、他自治体の公表している費用では約16億円でした。この費用には、国の補助や起債の適用があるため、すべてが市の負担になるわけではありません。工事の内容により、大きく市の費用負担割合は変わってくるため、実際の金額の試算は、ある程度の具体性をもった段階でする必要があります。

第3章の最後に、適正配置実施までの手順を記載します。

この手順は、平成21年度に策定した「三浦市立小・中学校の適正規模・適正配置及び学校施設の活用に関する基本方針」に記載され、実際の旧三崎中学校と旧上原中学校統合時に用いられた手法を踏襲する考えです。

なお、今般の基本方針は、教育委員会制度の改正や少子化の進展などから、平成 21 年度策定の基本方針を見直すものです。

長い時間がかかると思いますが、学校関係者、保護者、地域の方々の合意形成が一番重要であると考えております。

この手順の中で検討すべき内容等については、平成 30 年度に有識者等のご意見をいただく考えでおります。

第 4 章では、経過措置を記載します。

先ほど述べましたとおり、基本方針が定まった後も、適正配置が終了するまでには相当数の年月がかかる見込みです。

それまでにも学校の小規模化は進みますので、保護者の不安解消や少人数クラスの児童への配慮が今以上に重要となると考えております。

本章では、教育委員会が適正配置を終了するまでの間に実施する配慮について記載いたします。

こちらにも有識者等の意見をいただき、平成 30 年度中に決定いたします。

以上で説明を終わります。

○吉田市長 説明は終わりました。

この骨子案をご覧になって、ご質問を皆さんから伺いたいと思います。

○松尾委員 2 点あります。

まずは、5 年後までの入学児童数の表を見て、一つ教えてください。上宮田小学校は、平成 35 年 4 月 1 日は 27 人となっていて、旭小学校は 34 人となっています。その前からの動きを見ていますと旭小学校は増えてきている。この後は推計上は厳しいんでしょうけれども、これ以降はどういう風になっていくのかというのは非常に大事な部分ですので、もし分かれれば教えてください。

それから剣崎小学校の平成 32 年 4 月 1 日、これは 5 名となっています。これが減るかもしれないと考えると、どういう対応をしていますか。教えてください。

○増井教育総務課長 最初の、上宮田小学校と旭小学校の児童数でございますが、市内での人口の増減について、三浦海岸駅付近は比較的若い方の変動が大きい所であると聞いておりました。アパートなども多いものですから、上宮田小学校、旭小学校は三浦海岸駅付近が学区となっておりますので、その年によって変動が生まれてきているのではないかと推測はしております。

ただ、出生などが要因ですので、今後旭小学校が増えていくとか、そういったものは予想しにくいと思います。ただし、現在マホロバマイズ付近の 50 戸ほどの開発が進む予定ですので、そういった要因を考えると、そこに児童等が転入ですとか、若い世帯が入ってくるとか、そういったことがありますと上宮田小学校には少し増える要因があるかもしれないと考えております。

剣崎小学校の平成 32 年 4 月 1 日入学の児童の件でございますが、保護者からは心配だという声も既に教育委員会にいただいているところでございます。平成 30 年度末までにこの基本方針

の中で経過措置をどうしていくのかということに記載したいと思っておりますので、そちらの中でケアすることが一程度できればいいという考えを持っております。

○吉田市長 他にございますか。

○下里教育長職務代理 現在の剣崎小学校の4年生なんですが、人数が少ないですが、その保護者と、教育委員会だけでなく、教育に携わる方々との意見交換などはできていますか。されているとしたら、どのような考えを保護者が持っているか、お聞かせ願います。

○木村指導主事 4年生3名の保護者とは、学校も継続的に面談をしていますし、3人を育てるということでは、全校の体制の中で保護者と相談をしながら3人の支援、それから教育の計画を立てております。今後彼らは5年生、そして6年生になっていくということで、小学校6年間で成長していくものを、保護者と一緒に教育の理解を図りながら計画を立てているところですよ。

○下里教育長職務代理 保護者の考えとしては、非常に心配している、そういう風に捉えていいでしょうか。

○木村指導主事 心配をして入学されましたが、学校が全体で手厚く見ていく中で、かなりの満足度を持って通っていただいているような所がございます。

○下里教育長職務代理 分かりました。

○吉田市長 他にございますか。

○廣瀬委員 今は働く保護者の方が多いので、何か所か学童保育がありますけれども、統合していくとその辺りの学童保育をどうするのかということも念頭に置いていかなければならないと思うんですけども、案の中にはどう組み込まれていくのでしょうか。

○増井教育総務課長 学童保育については、教育委員会と福祉サイドで以前に取り決めました基本方針の中で、1学区に1つの学童保育の設置を目指すことになっています。基本方針が定まって、今後、もしも仮に小学校数が減った場合には、先ほど申しましたとおり学校の老朽化も激しいものですから、その場合には大規模な改修も必要だと考えておりますので、その際に福祉と一緒に協議をいたしまして、設置ですとか、そういったものを検討していくべきではないかと担当としては考えております。

○吉田市長 他にございますか。

○玉井委員 学校が少なくなると、少し市が寂しくなるというか、そういうイメージがあると思うんですけども、それを払拭するために、学年のクラス数を2クラスにすることについて、

このようなメリットがあるというようなアピールですとか、そういうことを保護者や地域の方々にお見せするというようなことはお考えでしょうか。

○増井教育総務課長　基本方針を策定した後、実施の前には計画として地域の方や保護者の方を交えて協議をしていく必要があるかと考えております。その中で、こういった状況になった時にはこういったメリットがあるのでそうしたい、といったところですか、子どものためにはこうすべきであると教育委員会としては考えているのですとか、そういったご説明は丁寧にしていく必要があると考えております。

○吉田市長　他にございますか。

○三壁教育長　説明の中で、平成 32 年の南下浦小学校と剣崎小学校の入学児童数が一桁とありました。この後、ピンポイントで平成 30 年度も、平成 32 年度も間に合わせることはなかなか難しいですね。中学校の統合の際には 3 年半くらいかかりました。そういう中で例えば 5 年、あるいは 7 年先の、三浦市の小学校 8 校の全体像を、懇談会などでも考えていただくような、そういう事務局の考え方であるわけですね。その辺りを的確に話をしておいた方がいいです。これを見ると平成 32 年の南下浦小学校 8 人、剣崎小学校 5 人の心配をされると思います。

○増井教育総務課長　今教育長がおっしゃったとおり、まずはピンポイントでどこどこ、というよりも、将来的に全体でこういった計画で進んでいきたいということでのご意見をいただいて、その後に個別の計画を策定していくことが必要なのではないかと考えております。

児童数がかなり少なくなる年度があるということで、この地域の方々にとっては、この基本方針を策定することで、うちの地域を念頭に置いているというような考えをお持ちにはなるかと思いますが、先ほども申しましたとおり、この基本方針については児童の全体的な教育の効果ですとか、そういったことを考えて市全体で最終的にはこういったことを目指すという、そのあたりもご理解をいただけるようなお話の仕方をしていきたいとは考えております。

○松尾委員　質問ではないのですが。

この基本方針について、こういう観点で行くということについてはよく分かりました。私もそのように思います。

しかし、そう思うのと同時にこの基本方針の裏側には、一定程度の細かい仕事のスケジュールというものがないと決められないとも思うんですね。例えば教育委員会の中の教育総務課、学校教育課は何をするかということがきちっと出ていないと計画を立てられない部分があると思います。

とりわけ学校教育課について私の経験から申しますと、将来に渡って一定程度、職員定数を考えていかないといけない。そうすると相当厳しい判断を迫られるわけですから、簡単にできるわけがない。やはりこういう形でスライドされていくというスケジュールを作っていないといけないのではないかなと思うもので、基本方針には賛成しつつも、その裏側にあるものを具体的にを見せていただきたいなという感じがします。

○君島教育部長 松尾委員からご指摘いただきました。

具体的には資料の6ページ3(5)適正配置実施までの手順の所で〇〇年度までおおむね〇年間で意見書をまとめるといった表現になっていますが、そのためには、それを実現するための細かな作業スケジュール及び細かなローデータが必要になってくると考えております。

しかも、教育総務課と学校教育課、施設と人、それから金銭的なものを含めた支援、それらを連携させて進めていくべく、今後各課が連携して取り組んでまいりたいと思います。また教育委員会及び総合教育会議においても必要なご報告をさせていただきたいと考えております。

○松尾委員 そう簡単に、短いスパンの中で行くとは考えにくいわけです。ですからそのあたりをきちっと練って、出していただければありがたいなと思います。そういったことを基にしながら、またこれから話し合えばいいし、下ろせるところは懇談会にも下ろして構わないという感じがするわけです。

○君島教育部長 分かりました。

○吉田市長 教員の配置については、例えばあまり小さい学校になってしまうと、教員はもう配置できないということになってしまうのですか。

○八巻学校教育課長 クラス数によって定員が決まります。例えば現在の剣崎小学校ですと、全体で6クラスですのでだいたい10人くらいの配置になります。それが、初声小学校ですとほぼ学年2～3クラスですので、20人近くの定員になってきます。

○吉田市長 児童数ではなく、例えば3人でも、15人でも1クラスなら同じ定員ということですか。

○八巻学校教育課長 クラス数で決まってまいります。

○増井教育総務課長 クラス数の人数の基準がありますので、仮に国が定めた人数よりも少ない人数で2クラスにしてしまう、という場合には1クラス分しか配置されず、もう1クラスの方は市のお金で雇うということになります。

○吉田市長 よくある少人数学級などですね。分かりました。

いずれにしても、学校の地域の懇談会をしたらどうかという意見が出たこともあるし、そういったことを踏まえて、剣崎小学校は本当は学年10人くらいいたのに3人しか入学しなかった、これは大変だと言っていた時期から、もう4、5年経っているわけです。その間、議論はされていますが具体的には何も進んでいません。それでは保護者、子どもたちの立場に立った政策というのはできない。時間がかかりすぎたと思います。

しかし、こういうナーバスな問題ですから、慎重にやりましょうということでこの総合教育会議でも進めているので、そういったことも踏まえて、急げとは言いませんが、きちんとプロセスを踏んで地域や保護者の意見を聞いたり、学校の意見も聞いたり、アンケートとしては一

応取っていますが、そういったことを踏まえながら、一程度スケジュールを決めていかないと、どんどん先にしてしまってもみんなもいなくなるし、教育委員さんも私も代わって、一体どうなってるんだという話になりますから、現行体制の中で一程度の方向性を出さないといけないと思っているので、ぜひ調整もあろうかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

活発なご意見をいただき、このケースの場合には沢山の意見が出ると思うんですね。ですが一程度の方向性というのは、そういった意見を踏まえて出さないと、それが教育委員会の仕事だと思えます。ぜひ我々と一緒に、スピード感を持ってきちんとやっけていこうと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。詳細なスケジュール等については教育委員会の中でも議論していただき、私とも議論していただき、詰めていくことになろうかと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、この議題についてもここまでとさせていただきます。

○吉田市長 次に「(3)その他」についてですが、皆さんから何かございますか。

○吉田市長 よろしいですか。

それでは議事を終了いたしまして、進行を司会に戻させていただきます。

○君島教育部長 本日予定させていただきました内容はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして、第1回総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。

◇ 午後4時55分 閉会 ◇
